



意見書第 2 号

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による「インボイス制度の実施中止を求める意見書」を、宮代町議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和5年 3 月29 日提出

宮代町議会議長 合川 泰治 様

提出者 宮代町議会議員 丸 輝 弟 一

賛成者 " 金子 正 志

" " 山下 秋 夫

" " 西村 茂 久

" " 小 河 原 正

" " 丸 山 妙 子

インボイス制度の実施中止を求める意見書

今年10月からのインボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施に向けてインボイス発行事業者の登録申請が行われています。インボイス制度が導入されれば、1,100万を超える免税事業者が取引から排除されるおそれがあります。

業種は、農林水産業、建設業、製造業、飲食業、小売業、俳優や劇団関係者、個人タクシーや軽輸送ドライバー、シルバー人材センター会員など多岐にわたります。

小規模事業者は、仕入れ経費に含まれる消費税を価格に転嫁することは困難であり、導入を契機に廃業の増加など、地域経済の衰退に拍車をかけます。

よって、国におかれましては、小規模事業者の営業と暮らし、地域経済の再生をはかるため、今年10月からのインボイス制度の実施を中止するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年3月29日

埼玉県南埼玉郡宮代町議会議長 合川 泰治

衆議院議長	細田 博之 様
参議院議長	尾辻 秀久 様
内閣総理大臣	岸田 文雄 様
財務大臣	鈴木 俊一 様
経済産業大臣	西村 康稔 様